

# 備品利用規定

尾道市 PTA 連合会

各単位 PTA で行われている事業がより円滑にかつ効果的に行われる為に下記備品の貸し出しをします。但し備品の数に限りがあり同日使用になった場合や破損時の補償など長く有益に利用する為にここに利用規定を定めそれを遵守することとします。

## 記

1. 備品リスト 別紙貸し出し可能品目参照
2. 使用料 //
3. 対象 幼稚園・保育園、小学校、中学校の PTA（育友会等）が子ども達の為の事業を行う場合に貸し出しの対象とする。
4. 申込期間 使用希望日の 3 ヶ月前から 2 ヶ月前の 1 か月間に申込みを行う。申込方法は事務局へ別紙申込書をメール又は FAX にて行う。従前の 1 ヶ月前の申し込みで使用希望日が重複した場合は厳正に抽選を行い、これを決定する。  
それ以降の申込みについては、備品の使用予定がなければ先着順にて貸し出しをする事とする。
5. 貸出し 貸出しに関しては市 P 連事務局横の体育館ステージ上に保管している物もあるので、各自事務局に連絡し持ち帰ること。また、体育館には他団体の備品も多くあるので迷惑をかける事のないよう慎重を期する事。
6. 返却 返却の際には各自十分に清掃をして次の方が気持ちよく使用できるようにして返却する事。返却日時については事務局に連絡する事。その際に状態のチェックをさせていただきますが曜日、時間によっては後日チェックをし、再度事務局等管理側の判断で清掃等お願いした場合には必ず従っていただきます。また、貸出し時同様他団体の備品には注意する事とする。
7. 破損時対応 破損した場合には借入れをした団体にて責任を持って修理する事。その際の全ての費用は借入れをした団体にて負担することになる。
8. 貸出し・返却について  
基本的に月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 10 時から午後 4 時までとする。  
それ以外の場合は、事務局管理側と相談をすること。